

## 九州電力オープンイノベーションプログラム2023における 秘密保持及び第三者に対する提案の制限等に関する誓約事項

九州電力オープンイノベーションプログラム2023は九州電力株式会社(以下「当社」という。)が主催し、当プログラムにエントリーし企画に応募・投稿する企業・団体・個人(以下「提案者」という。)は、当社に対して投稿およびプレゼンテーションをした企画案、事業案等について、次の誓約事項(以下「本誓約事項」という。)に同意の上応募するものとする。

### 第1条 目的

本誓約事項において、「本目的」とは、提案者が本サービスを利用して当社が開催するプログラムに立候補(エントリー)し選考されるプロセスに応募することを意味する。

### 第2条 秘密情報

本誓約事項において、「秘密情報」とは、本サービスのプログラム詳細ページ記載の内容及び当社より書面、口頭、記録媒体その他方法の如何を問わず提供又は開示された、当社の技術、営業、業務、財務、組織、その他の事項に関するあらゆる情報を意味する。但し、以下の各号に該当するものは除くものとする。

- ① 当社から提供又は開示がなされたとき、既に公知となっていた、又は自己において既に知得していたもの
- ② 当社から提供又は開示がなされた後、自己の責に帰せざる事由により公知となったもの
- ③ 提供又は開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得したもの
- ④ 秘密情報によることなく単独で開発したもの
- ⑤ 当社から秘密保持の必要な旨書面で確認されたもの

### 第3条 秘密情報の管理

提案者は、当社の事前の書面による承諾なしに、秘密情報を本目的以外に利用してはならず、秘密情報を第三者に開示又は漏洩してはならない。但し、提案者は、当社に対しては、本目的のために必要な範囲において当社の秘密情報を開示することができるものとする。提案者は、善良なる管理者の注意(但し合理的な程度を下回らないものとする。)をもって、当社の秘密情報を取り扱うものとする。

提案者は、秘密情報を厳重に管理し、自己の役員又は従業員といえども本目的のために秘密情報を知る必要がある者に対してのみこれを開示するものとし、開示を受けた役員又は従

業員が秘密情報の本目的以外の目的に利用したり、第三者に開示又は漏洩したりしないよう厳重に指導及び監督しなければならない。提案者は、役員又は従業員による秘密情報の開示又は漏洩につき、一切の責任を負うものとする。

提案者は、秘密情報を記載又は包含した文書又は記録媒体等を複製する場合には、事前に当社の書面による承諾を得るものとし、第 1 項及び第 2 項に準じて複製物を管理するものとする。

#### 第 4 条 交渉過程等の非開示

提案者は、当社の事前の承諾なしに、本目的に関する打合せ、交渉又は取引の事実、過程又は結果(以下「交渉過程等」という。)を第三者に開示(プレスリリース等を含む)又は漏洩してはならず、かかる事項について前条に準じた管理を行うものとする。

#### 第 5 条 秘密情報の返還、廃棄等

提案者は、当社から秘密情報を開示された場合であって、当該当社から求められた場合にはいつでも、遅滞なく、その指示に従い、秘密情報、秘密情報を記載又は包含した文書及び記録媒体等並びにそれらの全ての複製物について、返却、廃棄その他の処分をなすものとし、当社の要請にあった場合は当該廃棄の証明書を交付するものとする。

#### 第 6 条 知的財産権

当社から提案者への情報の開示は、明示黙示を問わず、秘密情報及びそれに含まれる特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権、ノウハウ、その他の知的財産権についての使用权、実施権若しくはライセンスの付与若しくは設定又は譲渡を意味するものではない。

提案者は、秘密情報の中に、知的財産権又は知的財産権になりうる情報が含まれていたとしても、国内外においてリバース・エンジニアリング又は特許申請行為等その情報に関する当社の権利又は利益を侵害する行為を、自ら行わず、かつ、自己の役員、従業員及び子会社を含む如何なる第三者にも行わせてはならないものとする。

提案者は自己の知的財産を保護するためには当社に対し秘密情報を開示する前適時適切に秘密情報を保護するための契約を別途締結する必要があることを理解し、当社はそれを仲介しない。

#### 第 7 条 免責

本誓約事項は当社に対していかなる情報の開示も義務付けるものではない。

全ての秘密情報は現状有姿で提供され、当社は明示黙示を問わず秘密情報の正確性、完全性及び効果について何らの保証もしないものとする。提案者は、自己の判断と責任に基づき当社の秘密情報を利用し、当社は提案者が秘密情報を利用したことに関連して被った損害に

ついて、当社の故意又は重過失による場合を除き、一切の責任を負わないものとする。

#### 第8条 公表

提案者は、提案者が本サービスにおいて企画案、事業案等を提案したことについて、本サービスを広告、宣伝するため必要な範囲において、当社が第三者に公表できることを認めるものとする。また当社は、本サービスの利用により当社と提案者が協業した場合における当該事実及び協業の内容を、既に公表された範囲で、広告宣伝、販売、広報その他の活動のために公表その他利用することができるものとする。なお、提案者は、当社が本条の規定に基づく公表及び利用を行うために必要な範囲において、提案者の名称、ロゴその他の提案者を表す標章及び当社と提案者の協業に関して公表された画像、文章その他コンテンツを当社が利用することを許諾するものとする。

#### 第9条 有効期間

提案者は、本サービスの利用を継続中及び本サービスの利用終了後も1年間は本誓約事項を遵守するものとする。ただし、提案者と当社が個別に締結した秘密保持契約等に基づく守秘義務については、当該秘密保持契約等の定めに従うものとする。

#### 第10条 損害賠償等

提案者は、本誓約事項に違反することにより当社に損害を与えた場合には、当社に対して損害（直接損害及び通常損害のみならず、逸失利益、事業機会の喪失、データの喪失、事業の中断、その他の間接損害、特別損害、派生的損害及び付随的損害を含む全ての損害を意味する。）を賠償する責任を負うとともに、秘密情報を記載又は包含した文書、記録媒体等の回収、本誓約事項に違反する秘密情報の開示、漏洩又は利用により形成された成果の回収等を行い、当社が被った損害を最小限にとどめるよう最善の措置を講ずるものとする。

#### 第11条 譲渡禁止

提案者は、当社の書面による事前の同意なくして、本誓約事項の契約上の地位又は本誓約事項に基づく権利若しくは義務につき、第三者に対する譲渡、担保設定、その他の処分をしてはならないものとする。

#### 第12条 完全合意

本誓約事項は、本誓約事項に含まれる事項に関する本誓約事項の当事者間の完全な合意を構成し、口頭又は書面によることを問わず、当事者間の本誓約事項に定める事項に関する事前の合意、表明及び了解に優先する。

#### 第13条 準拠法及び管轄裁判所

本誓約事項の準拠法は日本法とし、本誓約事項に関連する一切の紛争については、東京地方

裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

提案者は、エントリー時に当社所定の Web サイト上での同意、若しくは当社所定の方法により同意することをもって本誓約事項の成立とする。